

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。



九、装置、機械ノ定期検査ニ関スル件

本會議員頭本社指示事項中ニ申述ベタルガ如ク作業用重要機械器具ノ定期検査ハ機械設備故障ノ早期発見ニ重大ナル役割ヲ演ジ從ツテ定期検査實施ハ修繕ノ計畫化ト相俟ツテ修繕期間ヲ短縮スル重大ナル要素タルモノナリ。聞ク所ニ依レバ海軍ニ於テハ本件ニ関シ夙ニ特別機關トシテ造船部門ナルモノヲ設ケ専ラ機器ノ製修ヲ一貫的ニ取扱ヒ以テ施設ノ運用ニ遺憾ナキヲ期シツ、アリ。

本件ハ作業所設備一般ノ機器ニ及ボスヲ理想トスルモ、當社ノ事業ノ性質上、精度ニ重点ヲ置クヨリモ、目標トスル所ハ、重要機器故障ノ絶減ニ在ルヲ以テ、先ヅ以テ作業用重要機器ノ定期検査ヨリ出發スルコト最モ實行シ易ク且ハ効果的ナリト信ズ。

検査ハ其ノ性質上、日常使用スル當事者ニ於テナスヨリモ寧ロ第三章ニ於テ施行スルヲ可トスルヲ以テ、現在已ニ作業所ニ於テ實施中ノ規則アラバ之レヲ基トシテ、工作部門、監理部門等適當ノ個所ニ於テ検査施行セラレシコトヲ望ム。

(13)

検査ハ分チテ全体検査ト局部検査ノ二ツトシ其ノ検査期間ハ豫メ作業所ノ意向ヲ訊キテ査定セルモノニシテ、概ネ之レニ準據シテ検査施行スベキモ仕事ノ繁閑ニ依リ便宜線上ゲ又ハ線下ゲスルヲ妨ゲザルモノ、將來ソノ經驗ニ依リ逐次更正変更ヲ要スベキモノト考ヘラル。

要之、機器定期検査ハ現有設備ノ全能力發揮ノ爲ニ絶対不可缺ノモノニシテ本案實施ニヨリ機械休轉ニ依ル生産減少ノ厄ヲ切り抜ケル爲ニハ、ソノ運用ニ技師長初メ關係各位ノ充分ナル御協カヲ期待スルモノナリ。

九、機器装置ノ定期検査ニ関スル件

豫テ本社ニテ立案シハ隔他代表三作業所ノ意見ヲ徴シテ
 先般断リ成案ノ今回公布ノ見タニ重要機器装置ノ定期
 検査施行規則が現下當社ノ業務遂行ノ上極メテ重要ナルコ
 ト今更茲ニ多言ヲ須イザル所ニシテ、寧ラソノ実施ノ遅カリニシ
 遺憾トスルモノナリ。之レヲ人作ニ屬云フハ、機器定期検査に恰
 モ定期健康診断ノ比スベク時局下、補充ハ固ヨリ補修スラ容
 易ナラザル重要機器ニ付テハ、豫メ検査期間ヲ定メテ定期的ニノ状
 態ヲ検査シ以テ早期手配ニ依リテ故障ヲ未然ニ察見以テ機械
 休止極小ニ短縮シ時局下鉄銘増産ノ遺憾ナキヲ期スルヲ目的

一六三三

日本製鋼株式會社

トスルモノナリ。

思フニ各作業所ニ於テハ夫々適當ノ方法ニ依リテ進メヨリ
 機器定期検査ヲ實施シ居ラル、ナラシモ、尙ホ各作業所
 シ通シ一貫セル方針ノ下ニ之ヲ實施セトスル所以ノモノハ、即
 高ク保セラレタル重要使命ニ併テテ叙ル事由ニ由ルニ他ナラ
 ル也。検査機関適用ノ因ニ言スルニ其ノ検査日常、尙該機
 械作業係事員以外ノ者之ニ爲ル場合、直接生産ニ對スル
 責任感乃至關心カ主作業者側程深刻ナラサルノミナラズ、檢
 査員トシテノ職責上、生産ニ程シ心ナラズモ輕視シテ検査ヲ強行
 セトスルノ弊下ニ陷ル均合無クシ保セズ、生産アリテハ検査ナシ

シ以テ機器定期検査ハ生産ヲ脅カサル範圍内ニテ施シ
 スヘキ旨、一條ヲ規則ニ織入ルハ必要トストノ意見強キモ、又一面
 工務関係側ヨリ見ルトキハ定期検査ハ尠該機械ノ日常取扱者
 以外ノ者之レニ為ルシ適当トストノ意見多シ。
 ソノ謂フ所ナリ、往來ノ事故ノ例ニ徴スルニ、機械ノ故障破損
 ノ大部分ハ機械が破損スル迄極力之レヲ防止シテ其早期ニ
 為シ急リタルニ因ルモノニテ、往テ検査ヲ機械ノ日常取扱者側ニ
 委スルトキ、ソノ故障早期発見ニ事故防止等ハ到底望ムベカ
 ラサル。定期検査ハ見生産ニ「ブレイキ」ヲ掛ケル如キ感アルモノ
 ノ意義ニ徹シ長キ眼ニテ眺ムル時、之レが実施ハ絶対必要ニシ

規格標準本日 B5 (182x257m/m)

日本製鐵株式會社

テ且日常取扱者以外者之レニ適ルヲ適者トスト謂フ。以上ニ
 説各々相違ノ理由アリ且ツ作業^新者ノ実情ニモ依ルベケレバ今テ回ソノ
 遂用ハ作業所長ニ一任ニテ遂用ノ妙ニヨリソノ成果ヲ期セントスル
 モナリ。本規則実施ノ止色々不具合ノ吳慮カニ多カルベキト
 思ハルガ幸々御申出ニヨリ追々改善スル用意アルヲ以テ本規則
 制定ノ趣旨申中申へ併マテソノ助成ニ對シ官管御助力御願ス
 ル次第ナリ